

70歳
以上

高齢者を対象に補聴器の

購入費を助成します

購入前に
申請
しましょう！



申請は1人1回で、購入費の1/2以内で上限30,000円まで

助成金申請の前に

【1】助成対象の確認（以下の場合には助成できません）

- ・世帯の中（本人含む）に市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる
- ・過去においての本事業の助成を受けている
- ・世帯の中（本人含む）で市税等滞納がある方がいる
- ・その他の法令に基づき、補聴器購入費等の助成を受けている

【2】耳鼻咽喉科の受診（聴力レベルの検査）

難聴の治療や、補聴器が聞こえの解消に必要なか効果があるか診断
医師により、聴力低下のため日常生活に支障があり、両耳の聴力レベルが
30デシベル以上で補聴器の使用が必要であると証明を受ける

【3】販売店へ相談

難聴は一人ひとり違います。

高い音（高音）が聞こえづらくなっていたり、低い音（低音）が聞こえづらくなっていたり、また、補聴器を使用する環境も違います。

補聴器の性能を最大限に発揮するためには、補聴器を一人ひとりの聞こえに合わせて調整（フィッティング）することが必要です。

自分にあった補聴器が決まったら、見積りを依頼しましょう。

購入時 相談の ポイント

補聴器をどのように使用したいか「目的」を伝えましょう。
どんな時に聞こえにくいかなどできるだけ細かく伝えましょう。
ご予算、価格等の相談をしましょう。
購入は一人で決めず、ご家族などと相談しましょう。

[補聴器は購入しただけで終わりではありません]

日常生活の中で補聴器を使用するなかで、聞こえに不具合など感じる事があれば補聴器販売店で再度調整をしてもらいましょう。購入後も調整と使用トレーニングやアドバイス等のケアを受けながら、自分にあった補聴器にしていきます。

[補聴器で聞こえの不便さが解消し、生活の質が向上]

定期的なアフターケアを受けることで安心して使い続けることができます。

耳あかや汚れなどが原因で正常に聞こえない場合があったりします。定期点検で安心してお使いいただけます。

また、聞こえに変化が生じたら耳鼻咽喉科を受診しましょう。

高齢者補聴器購入費助成金の申請のながれ

① 耳鼻咽喉科の受診

補聴器の利用が必要か相談

両耳の聴力レベルが30デシベル以上か聴力レベルの検査

(70デシベル以上の場合は、障がい者の助成を検討)

医師により、聴力低下のため日常生活に支障があり、補聴器の使用が必要であると証明を受ける

② 申請書「医師の証明」欄に医師の証明を依頼

(同一内容であれば別様式可)

③ 販売店に相談 (補聴器の調整、フィッティング)

④ 販売店に見積書の依頼

購入後に、購入費の1/2以内で上限30,000円まで助成が受けられます

⑤ 申請書 (医師の証明) の提出 (添付書類：販売店見積書)

提出先 市健康福祉部高齢者支援課

⑥ 市税収納状況等の審査

本人及びその世帯員全員が市民税所得割額が46万円未満

本人及びその世帯員全員に市税等の滞納が無い

⑦ 助成の決定

市から本人宛に決定通知書を送付

⑧ 購入

助成決定後、見積書を徴した補聴器を販売店で購入し、領収書を受領

⑨ 請求書の提出 (添付書類：販売店領収書写し、申請者の通帳の写し)

提出先 市健康福祉部高齢者支援課

⑩ 助成金振込